

議案第五十七号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年五月二日

三朝町長 松村 喬成

昭和四十九年五月二日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 電気ガス税」を「第五節 電気税及びガス税」に改める。

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 ガス税

第二十条中「及び第七十三条第二項」を「第七十三条第二項、第三百三十九条第二項及び第四百十条第二項」に改める。

第二十四条第一項第三号中「四十三万円をこえる」を「五十万円を超える」に改める。

第三十四条の四中「漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得」を「法第三百十四条の四に規定する変動所得」に、「こえる」を「超える」に、「役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するもののうち、令第四十八条の八に規

定するもの」を「同条に規定する臨時所得」に改める。

第三十四条の六中「百分の十・七」を「百分の十四・五」に改める。

第四十四条第五項中「翌年の一月一日から」を「六月一日から翌年の」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十六条中「幼稚園を設置するもの、民法第三十四条の法人」の下に「、公的医療機関の開設者又は令第四十九条の九に規定する医療法人」を加える。

第六十一条第九項中「法第三百四十九条の三の二」の下に「第一項」を加え、同項に次の一項を加える。

10 小規模住宅用地（法第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下本項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第一項から第六項まで及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

第六十二条中「百分の一・八」を「百分の一・七」に、「百分の一・六」を「百分の一・五」に改める。

第七十一条中「同条」を「これら」に改める。

第七十二条第一項に次の一号を加える。

四 前各号に定めるものを除く外、特別な事情がある者の所有する固定資産

第七十四条の二第一項第三号中「居住の用に供した年月日」の下に「並びにその上に存する住居の数（法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住居の数をいう。）」を加える。

第九十条の二第一項中「という。」の下に「又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神薄弱者」という。）」を加え、「年齢十八歳未満の身体障害者」を「身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神薄弱者」に、「当該身体障害者のために当該身体障害者」を「当該身体障害者若しくは精神薄弱者（以下「身体障害者等」という。）」のために当該身体障害者等」に改め、同条第二項中「「手帳という。」」の下に「又は厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下第四号において「療育手帳」という。）」を加え、「又は身体障害者」を「又は身体障害者等」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「身体障害者」を「身体障害者等」に改め、同項第四号中「身

体障害者手帳」の下に「又は療育手帳」を加える。

「第五節 電気ガス税」を「第五節 電気税及びガス税」に改める。

第九十六条の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条中「電気ガス税」を「電気税」に改め、「又はガス」を削り、同条に次の一項を加える。

2 ガス税は、ガスに対し、料金を課税標準として、その使用者に課する。

第九十八条を次のように改める。

(電気税等の税率)

第九十八条 電気税の税率は、法附則第三十一条の規定の適用がある場合を除くほか、百分の六とする。

2 ガス税の税率は、百分の五とする。

第九十九条の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条第一項中「電気ガス税」を「電気税又はガス税（以下「電気税等」という。）」に改め、「法第四百八十九条第十項」の下に「若しくは第四百八十九条の二第二項」を、「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加え、「行なう」を「行う」に改め、「法第四

百八十九条第十一項」の下に「若しくは第四百八十九条の二第三項」を、「令第五十四条の八第一項に規定する施設」の下に、「児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所」を加え、同条第二項中「電気ガス税」を「電気税等」に改める。

第百条及び第百二条から第百四条までの規定（これらの規定の見出しを含む。）中「電気ガス税」を「電気税等」に改める。

第百五条の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条第一項中「電気ガス税」を「電気税等」に、同条第十一項を「若しくは第十一項又は第四百八十九条の二第二項若しくは第三項」に改める。

第百七条及び第百八条の規定（これらの規定の見出しを含む。）中「電気ガス税」を「電気税等」に改める。

第百十条の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条中「又はガスの」を「又は法第四百八十九条の二の規定の適用を受けるガスの」に、「同条第十項又は第十一項」を「法第四百八十九条第十項若しくは第十一項又は第四百八十九条の二第二項若しくは第三項」に、「電気ガス税」を「電気税等」に改める。

第一百十條の二の見出し中「電氣ガス税」を「電氣税」に改め、同条中「同項」を「同条」に、「法第四百九十條」を「第九十八條第一項」に改める。

第三百三十一條第一項中「（以下本節において「土地の所有者等」という。）」を削り、同条第四項中「第三百三十一條第一項の土地の所有者等」を「第三百三十一條第一項の土地の所有者又は取得者」に改める。

第三百三十七條第二号中「又は第三号に」を「若しくは第三号に」に改める。

第三百三十九條第二項中「年十四・六パーセント」を「当該税額に年十四・六パーセント」に改める。

第四百四十條の見出しを「（特別土地保有税に係る不足税額等の納付手続）」に改め、同条第一項を次のように改める。

特別土地保有税の納税義務者は、法第六百七條、第六百九條又は第六百十條の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

同条第二項中「及び第四項」を「若しくは第四項」に改める。

附則第十二条の前の見出し中「昭和四十九年度」を「昭和五十年年度」に改め、同条第一項中「次条」を「第三項又は次条」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の一項を加える。

3 昭和四十九年度分及び昭和五十年年度分の固定資産税に限り、小規模住宅用地（第六十一条第十項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。）に係る当該各年度分の固定資産税の額は、当該小規模住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該小規模住宅用地の第一号に掲げる額又は第二号に掲げる額のうちいずれか多い額を当該小規模住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「小規模住宅用地調整固定資産税額」という。）を超えない場合には、当該小規模住宅用地調整固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

二 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて

得た額

附則第十二条の二第二項中「こえる」を「超える」に、「第一号」を「当該非住宅用地の第一号」に改め、「控除した額」の下に「又は当該非住宅用地の第三号に掲げる額のうちいずれか少ない額」を加え、同項に次の一号を加える。

三 次に掲げる額のうちいずれか多い額

イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額に一・五を乗じて得た額

ロ 昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の三十を乗じて得た額

附則第十二条の二に次の一項を加える。

三 昭和五十年年度分の固定資産税に限り、個人の所有する非住宅用地に係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、当該非住宅用地の同号に掲げる額を当該非住宅用地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格
二 次に掲げる額のうちいずれか多い額

イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額に二・二五を乗じて得た額

ロ 昭和五十年年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の六十を乗じて得た額

附則第十六条中「第一項若しくは第二項」を「第一項から第三項まで」に、「宅地等」を「住宅用地」に改める。

附則第十六条の次に次の三条を加える。

(非住宅用地に対して課する昭和四十九年度分及び昭和五十年年度分の特別土地保有税の課税の特例)

第十六条の二 附則第十二条の二第一項の規定の適用がある法人の所有する非住宅用地
に対して課する昭和四十九年度分の特別土地保有税並びに同条第二項の規定の適用が
ある個人の所有する非住宅用地に対して課する同年度分の特別土地保有税及び同条第

三項の規定の適用がある個人の所有する非住宅用地に対して課する昭和五十年年度分の特別土地保有税については、第三百三十七条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十二条の二第一項から第三項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

(みなし法人課税を選択した場合に係る町民税の課税の特例)

第十六条の三 昭和五十年年度から昭和五十四年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者がその者の所得税につき租税特別措置法第二十五条の二第一項の選択をした場合には、その者の当該選択をした年の翌年の四月一日の属する年度以降の各年度分(同条第七項の規定により同条第一項の選択をやめた年の翌年の四月一日の属する年度以降の年度分を除く。)の町民税の所得割の額は、第三十三条から第三十四条の五まで及び第三十四条の七並びに附則第七条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 前年のみなし法人所得額(法附則第三十三条の二第一項第一号に規定するみなし

法人所得額をいう。以下本条において同じ。）に百分の二十三・九（みなし法人所得額のうち七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一）を乗じて計算した金額に百分の十二・一を乗じて計算した金額

二 前年の次項の規定による総所得金額並びに退職所得金額及び山林所得金額につき第三十四条から第三十四条の五まで及び第三十四条の七並びに附則第七条の規定により計算した町民税の所得割の額に相当する金額

2 前項に規定する者の前年の総所得金額は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 前年の不動産所得の金額及び事業所得の金額がないものとみなし、かつ、前年の事業主報酬の額（法附則第三十三条の二第二項第一号に規定する事業主報酬の額をいう。）を給与所得に係る収入金額とみなした場合における前年の総所得金額
- 二 前年のみなし法人所得額の百分の七十二（みなし法人所得額のうち七百万円を超える部分の金額については、百分の六十）に相当する金額を法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受ける利益の配当とみなした場合における前年の

配当所得の金額

- 3 第一項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第二十五条の二第五項の規定の適用を受けている場合におけるその者の当該年度分の町民税の所得割の額は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 第一項の規定により計算した町民税の所得割の額
 - 二 前年の過大報酬額（法附則第三十三条の二第三項第二号に規定する過大報酬額をいう。以下本号において同じ。）に百分の二十八（みなし法人所得額に過大報酬額を加算した金額が七百万円を超える場合には、過大報酬額のうちその超える部分の金額に達するまでの金額については、百分の四十）を乗じて計算した金額に百分の十二・一を乗じて計算した金額
- 4 第一項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第二十六条第一項に規定する者に該当する場合におけるその者に係る第一項及び第二項の規定の適用については、その者のこれらの規定に規定する前年のみなし法人所得額、同法第二十五条の二第六項の規定によるその者の前年のみなし法人所得額による。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第十六条の四 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の六第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第三十三条、第三十四条の三及び第三十四条の五の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下本項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する町民税の所得割を課する。

- 一 土地等に係る事業所得等の金額(第三項第一号の規定により適用される第三十条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の百分の八に相当する金額。
- 二 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額(附則第十八条第一項の規定の適用がある場合には同項第二号に規定する合計額。(以下本号において同じ。))との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額

から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の百分の百十に相当する金額

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第三十三条の三第二項に規定するものについては、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十四条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額附則第十六条の四第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

二 第三十四条の七及び附則第七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十六条の四第一項の規定による町民税の所得割の額」とする。

三 第三十五条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十六条の四第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは

租税特別措置法第二十八條の六第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額とする。

附則第十八條第一項各号列記以外の部分中「規定する譲渡所得」の下に「（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）」を加え、同項第一号中「同法第三十三條の四第一項」を「租税特別措置法第三十三條の四第一項」に、「第三項において」を「第四項において」に、「前条第三項第一号」を「附則第十七條第三項第一号」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「附則第十七條第一項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「附則第十七條第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、同項に規定する譲渡所得で法附則第三十五條第三項に規定するものについては、適用しない。

附則に次の一條を加える。

（昭和四十九年分の退職手当等に係る町民税の分離課税に係る所得割の額の還付等）

第十九條 昭和四十九年中に支払うべき退職手当等で同年四月一日前に支払われたもの

につき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十五号）による改正後の所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る分離課税に係る所得割の額を超える場合には、昭和四十九年中に支払うべき退職手当等で同日以後に支払われるものに係る第五十三条の八第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る第五十三条の十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十九年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、当該退職手当等につき所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十五号）による改正後の所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る分離課税に係る所得割の額）」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(町民税に関する規定の適用)

第二条 別段の定めのあるものを除き、改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。

一)の規定中個人の町民税に関する部分(新条例第五十三条の二の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。)は、昭和四十九年度分の個人の町民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

二 新条例第三十四条六の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の町民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の町民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る町民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の町民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の町民税につ

円」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十六・七五」と、「百分の十二・一」とあるのは「百分の九・一」とする。

4 新条例附則第十六条の三の規定の適用については、昭和五十年年度分の個人の町民税に限り、同条第一項中「七百万円」とあるのは「六百万円」と、「百分の三十四・一」とあるのは「百分の三十二・四」と、同条第二項中「七百万円」とあるのは「六百万円」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十二」と、同条第三項中「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

5 新条例附則第十六条の四の規定は、町民税の所得割の納税義務者が昭和四十八年の租税特別措置法改正法附則第六条各号に掲げる土地の譲渡等（租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する土地の譲渡等をいう。）を当該各号に掲げる日以後に行つた場合について適用する。

6 新条例附則第十八条第一項（租税特別措置法第三十二条第二項に規定する譲渡に係る同条第一項に規定する譲渡所得に関する部分に限る。）の規定は、昭和四十九年四

月一日（以下「施行日」という。）以後に租税特別措置法第三十二条第二項に規定する譲渡をする場合について適用する。

（固定資産税に関する規定の適用）

第三条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用し、昭和四十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、同年度に係る賦課期日において住宅用地（新条例第六十一条第九項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）を所有する者は、新条例第七十四条の二第一項の規定にかかわらず、昭和四十九年五月三十一日までに当該住宅用地の上に存する住居の数（同項に規定する住居の数をいう。）を町長に申告しなければならない。

（電気税及びガス税に関する規定の適用）

第四条 新条例の規定中電気税及びガス税に関する部分は、施行日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気税及びガス税（特別徴収に係る電気税及びガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した

電気及びガスに対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年六月一日前に使用した電気又はガスに対して課すべき電気税又はガス税（特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、同日前に収納すべき料金に係るもの）については、新条例第九十九条第一項中「令第五十四条の八第一項に規定する施設、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所」とあるのは、「令第五十四条の八第一項に規定する施設」とする。

3 昭和四十九年十月一日前に使用したガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納すべき料金に係るもの）については、新条例第九十条第二項中「百分の五」とあるのは、「百分の六」とする。

（三軒町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第五条 三軒町税条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三軒町税条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（以下「新条例」という。）」を削り、同条第二項を削る。